

普通徴収の国民健康保険税・
介護保険料・後期高齢者医療保険料

「全期前納」が利用
できます

今年度から、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料（いずれも普通徴収）の「全期前納（納付書および口座振替）」が利用できるようになります。

なお、この税（料）目の全期前納による報奨金制度はありません。

「全期前納」とは

「全期前納」とは、各税（料）目の第1期の納期限まで（口座振替については口座振替日）に、年間に納める税（料）額を一括納付（振替）することです。

「全期前納」を利用することで、納期限ごとに金融機関等に納付に行ったり預金残高を確認する手間が省け、また納め忘れを防ぐことができます。

全期前納の手続き

〈納付書の場合〉

手続き等は不要です。

7月中旬に送付する各税（料）目の「全」と記載された納付書で、7月31日（金）（第1期の納期限）までに、年間税（料）額を一括で納付してください。

〈口座振替の場合〉

6月22日（月）までに、口座振替を希望する金融機関へ、新たに申し込みの手続きが必要です。

なお、これまで期別ごとの口

座振替を利用されていた人も、再度手続きが必要となります。

申込期限までに手続きされた人については、7月31日（金）（第1期の口座振替日）に、年間税（料）額を一括で振り替えます。

【注意】

申込期限以降に手続きされた場合や、7月31日（金）に預金残高等で振替ができなかった場合は、平成21年度分に限り、第1期分は納付書納付とし、第2期からは「期別」で口座振替させていただきます。

※7月から翌年2月にかけて、年間税（料）額を8回（期）に分けて納付（振替）することを「期別」といいます。

全期前納後、税（料）額に変更があった場合

各税（料）目において、課税対象者の異動等に伴い年度途中に税（料）額の変更があったときは、納めすぎの場合はその金額を還付等します。

また、不足分を追加で納めることになった場合は、納付書ま

たは振替（口座登録をされている人に限る）で納めていただくこととなります。

【お願い】

この機会に、まだ口座登録されていない税（料）目についても、登録をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係
（TEL）0215、後期高齢者医療保険料については保険課健康保険係（TEL）0258

参考：口座振替依頼書（「3 対象税目等」を抜粋）

3. 対象税目等（該当する番号を○で囲ってください。※支払方法

利用科目（市税・保険料）	種別	支払方法
1 市税・県民税（市税・県民税）	35	前納・期別
2 市税・県民税（市税・県民税）	35	前納・期別
② 本人名義 以外		
3 軽自動車税	35	全期
③ 本人名義 以外		
4 国民健康保険税（普通徴収）	35	全納・期別
5 介護保険料（普通徴収）	28	全納・期別
6 後期高齢者医療保険料（普通徴収）	28	全納・期別

この部分を
追加しました

連日火災出動

総務省消防庁の資料によると、全国では毎年およそ5万件を超える火災が発生しており、1000人以上の死者と7000人余りの負傷者が出ています。

市の火災発生件数は、年間20件前後で推移してきましたが、昨年は前年(17件)より9件も多い26件の火災が起きています。

今年に入ってもその傾向は続いており、4月末日までに20件、特に、3月、4月には16件発生し、これは過去最悪のペースとなっています。

この時期は空気が乾燥し火災が起きやすい気象状態となるため、多く



激しく燃え上がる山火事(消防ヘリから撮影)

火災が多発しています

の山火事が発生します。

山火事の原因で一番多いのは、たき火です。普段、何げなくしているたき火が、その日の気象状態や風の影響で山火事になることがあります。次のことを守り、火の取り扱いは十分注意をしてください。

- ①風の強い時は、たき火をしない
- ②たき火をする時は、その場を離れない
- ③消火は水をかけて完全に行う

今年度の全国統一防火標語は、『消えるまで ゆっくり火の元にめつ子』です。火の元を離れるときは、一人ひとりが責任を持って火の始末を行ってください。

逃げ遅れを防ぐ 住宅用火災警報器

平成16年に消防法が改正され、『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。これは、住宅火災による死者を減らすのが目的です。市では、新築・増改築する住宅については、平成18年6月1日から設置を義務付け、既存の住宅について

＜住宅火災警報器の取付場所例＞



- 各寝室
- 寝室の存する階の階段

も、平成23年5月31日までに設置をしなければならぬとしています。火災から大切な生命・財産を守るためにも、一日も早い設置をお願いします。また、消防職員・団員が、火の元点検のために各家庭を訪問した際には、ご協力をお願いします。なお、住宅用火災警報器の設置に当たっては、次のことに注意してください。

悪質な訪問販売にご注意を!

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者もいますので、ご注意ください。

- ①消防職員が訪問販売することはありません。
- ②罰則という言葉に動揺しない(罰金はありません)。
- ③取付場所、購入金額を確認し、即決・契約はしない。
- ④怪しいと感じたらすぐに断る。

■問い合わせ 市消防本部警防課予防係 (TEL) 210124



※①②両方とも必要です。
▼購入について：日本消防検定協会の鑑定マーク『NSマーク』の付いた商品を選びましょう。
電気店やホームセンター、消火器などを取り扱っている防災設備店などで購入できます。